

令和8年1月27日
子ども・若者部
保育認定・調整課

ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援・ベビーシッター事業者連携型) の導入による利用者の負担軽減補助等の実施について

1 主旨

区はこれまで多様な子育て支援に取り組んできたが、東京都ベビーシッター利用支援事業については、密室における預かりであること等のベビーシッター事業の性質から、保育の質や安全性に大きな課題があるため、導入を見送ってきた。

一方で、多様な保育ニーズを満たす東京都ベビーシッター利用支援事業への保護者の需要が高まる中で、今般、令和7年第2回区議会臨時会における「東京都ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)の世田谷区導入に関する陳情」の審議の結果、趣旨採択された。

このことを踏まえ、保護者の子育ての選択肢の1つとして、ベビーシッター事業の利用を選択しやすい環境を整備するため、採りうる安全確保策を講じた上で、利用者の利用料負担を軽減する補助事業を実施する。

2 補助事業の内容

(1)補助概要

I 一時預かり利用支援

日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要となった保護者や共同保育を必要とする保護者が、ベビーシッターを利用した場合の費用の一部を補助する。なお、利用料については、認定事業者等が任意に設定する。

世帯等の状況	対象児童	補助基準額	利用可能時間帯	児童1人あたりの補助上限
下記以外	小学校 3年生まで	(午前7時～午後10時) 2,500円/時間	24時間 365日	年144時間
ひとり親家庭 多胎児		(午後10時～午前7時) 3,500円/時間		年288時間
障害児	小学校 6年生まで			

※令和8年度利用想定人数:2,880名(実施区における実利用人数を参考として積算)

Ⅱ ベビーシッター事業者連携型

待機児童の保護者等がベビーシッターを利用した場合の利用者負担額を補助する。

対象者	対象児童	補助基準額	利用可能時間帯	児童1人あたりの補助上限
待機児童の保護者	未就学児	150円	月曜日～土曜日	【保育短時間認定】 日8時間かつ月160時間
育児休業満了者※1	※2	/時間	午前7時～午後10時	【保育標準時間認定】 日11時間かつ月220時間

※1…0歳児で保育所等への入所申込みをせず、復職日以降、保育所等への入所までの間利用する場合で、当該児が満1歳に達した後の3月末日までに限る。

※2…令和8年度利用想定人数:64名(実施区における実利用人数を参考として積算)

(2) 補助対象経費

令和8年4月1日以降にベビーシッターを利用した場合の費用

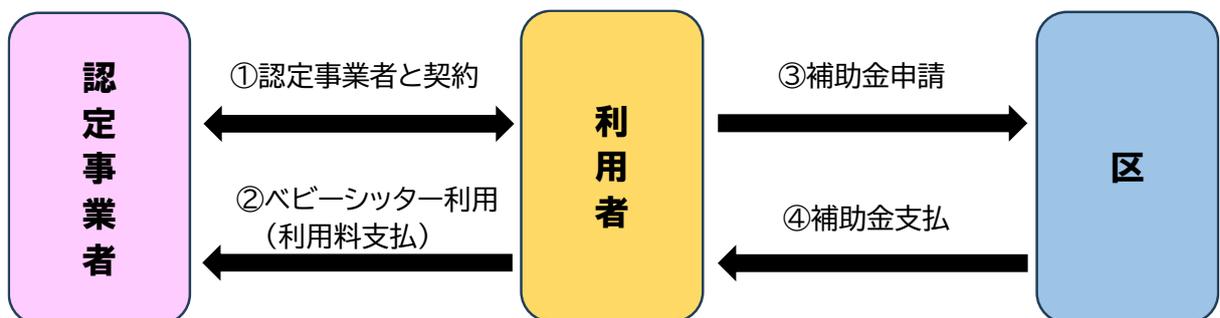
※保育提供対価が対象で、家事援助、兄弟姉妹の送迎等の付随サービス費や年会費、おむつ代等は含まない。

(3) 補助対象となるベビーシッターの要件

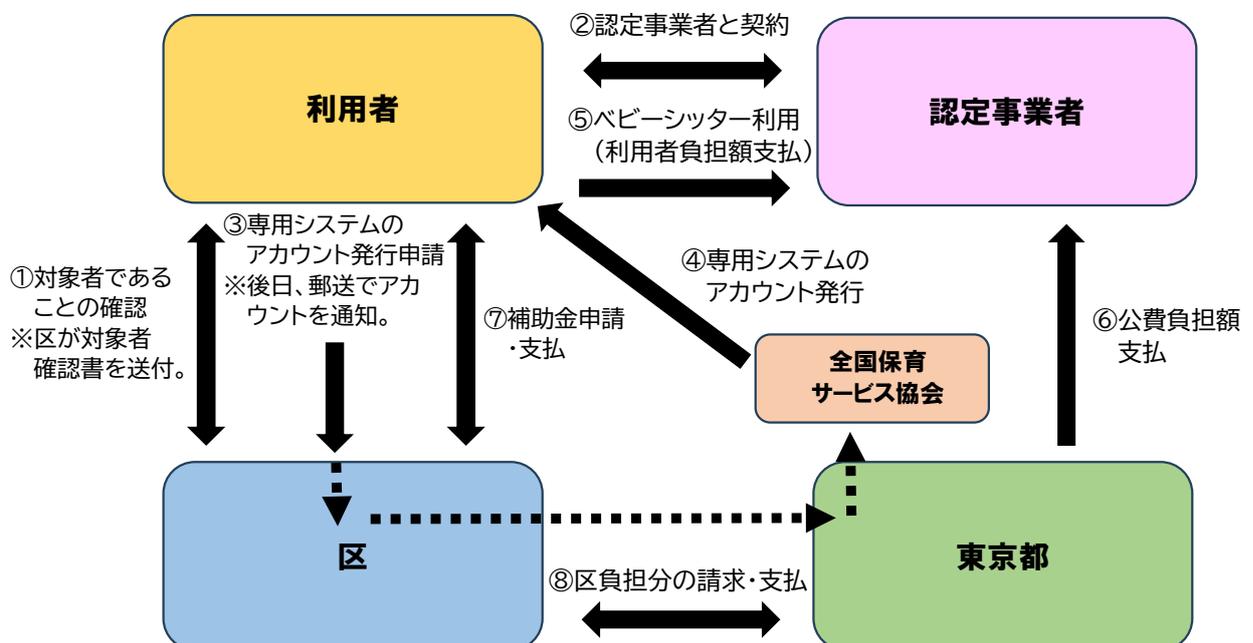
ベビーシッター利用支援事業者として東京都が認定した事業者に所属しており、かつ、「東京都居宅訪問型保育基礎研修」を修了していること。

(4) 利用の流れ

I 一時預かり利用支援



Ⅱ ベビーシッター事業者連携型



(5)ベビーシッター事業者連携型の公費負担における区の負担

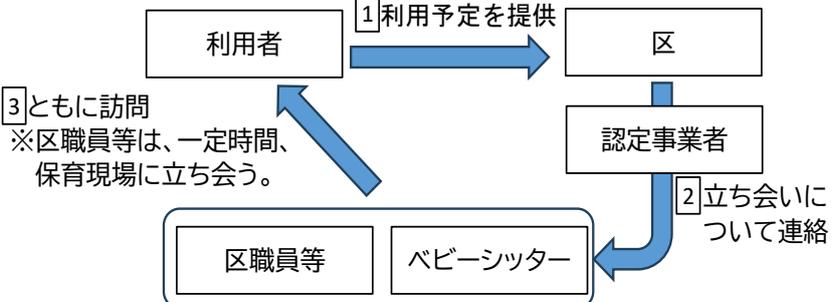
都が認定事業者に交付した公費負担分のうち区負担分を翌年12月に都に支払う。

対象者	公費負担分	区の負担割合
待機児童の保護者	2,310円/時間 ※早朝(午前7時～午前9時)・ 夜間(午後5時～午後10時)	1/8
育児休業満了者	は、400円/時間を加算。	—

3 課題と区的安全確保策

本事業の利用を安心して選択いただけるよう、児童の安全確保策を実施する。

課題	区的安全確保策
(1)密室における預かり	<p>①利用者向けに、児童の安全確保のために実践すべきことをまとめた案内を作成し、区公式LINEや「せたがや子育て応援ブック」、区コールセンター等により周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用開始前に、こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」の記載事項を実施すること。 (例)児童の体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、ベビーシッターからすぐに連絡を受けられるようにする。 ・預かり開始から一定時間の共同保育を実施し、区が作成したチェックリスト等に基づき、シッティングを確認すること。 (例)児童の年齢や発達に応じたシッティングが実施されているか確認する。 ・シッティングに潜在している重大事故の発生リスクを除去すること。 (例)睡眠中の窒息等のリスク除去のため、ベビーシッターに対して、児童から離れずに睡眠チェック(仰向け寝の徹底等)をするよう指示する。 (例)食事時の窒息・誤嚥事故のリスク除去のため、ベビーシッターから児童に提供してもらう食べ物に、「球形」「かたい」「粘着性が高い」といった形状や性質のものを含まない。 <p>②ベビーシッターの利用後において、児童の様子など気になったことがあった場合、利用者が区コールセンターで相談できるようにする。</p> <p>③利用者が希望する場合、見守りを目的とした機器(ウェブカメラ等)の購入等に係る費用の補助を実施する。【区単費】 ※補助上限は、1利用世帯あたり1万円(ウェブカメラ等の市場価格に基づく)。</p> <p>※東京都は、認定事業者に対して、同経費の補助を実施しているものの、認定事業者が管理する機器について、プライバシーの観点から、抵抗感を持ち、使用を控える利用者が一定数いることから、利用者に直接補助金を支給する。</p>

課題	区の安全確保策												
<p>(2)区が利用予定を事前に把握することが困難</p> <p>(3)利用者宅への立ち入りが困難</p>	<p>利用予定を把握の上、区職員等が保育現場に立ち会う取組みを実施する。</p> <p>①利用者が希望する場合、事前に区に利用予定を提供(電子申請を想定)してもらった上で、ベビーシッターとともに区職員等が利用者宅を訪問する。一定時間立ち会い、チェックリスト(養育支援等ホームヘルパー訪問事業を参考に作成)に基づき、シッティングを確認する。</p> <p>※利用者からの依頼により、ウェブカメラ等に収録されたシッティングの様子も確認する。</p> <p>②後日、利用者に対しては保育の様子を、従事したベビーシッターに対しては所属する認定事業者を通じて、指導・助言事項等を伝える。</p> <p>(区職員等の立ち会いの流れ)</p>  <pre> graph TD User[利用者] -- "1 利用予定を提供" --> Ward[区] Ward -- "2 立ち会いについて連絡" --> Provider[認定事業者] Provider -- "3 ともに訪問" --> User subgraph Staff [] WardStaff[区職員等] ProviderStaff[ベビーシッター] end ProviderStaff --- Staff </pre> <p>※区職員等は、一定時間、保育現場に立ち会う。</p>												
<p>(4)区外の認定事業者には区の指導監督権限が及ばない</p>	<p>①区が区内の認可外保育施設従事者を対象に実施している「乳幼児の安全確保に関する研修」(オンライン)や「救命講習」(実技講習)等について、区内でのシッティング予定があるベビーシッターへ対象を拡大し、認定事業者に受講を勧奨する。</p> <p>②各事業者の上記研修・講習の受講状況について、区ホームページで公表する。</p> <p>③指導監督権限を持つ自治体が児童福祉法に基づき実施し、ホームページで公表する認定事業者への指導検査の結果について、区のホームページに掲載先URLを貼る等により、利用者が確認しやすくする。</p> <p>④区内でのシッティング中に事故が起きた場合などは、東京都が定める「サービス提供約款」に基づき、認定事業者に対して、報告や関係書類の提出を求める。</p> <p>※③④について、区内の認定事業者に対しては、児童福祉法に基づく指導監督(指導検査等)を実施する。</p> <p>【参考】認定事業者数(令和8年1月5日時点)</p> <table border="1" data-bbox="587 1998 1439 2148"> <thead> <tr> <th></th> <th>区内</th> <th>区外</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時預かり利用支援</td> <td>1</td> <td>32</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>ベビーシッター事業者連携型</td> <td>0</td> <td>17</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>		区内	区外	合計	一時預かり利用支援	1	32	33	ベビーシッター事業者連携型	0	17	17
	区内	区外	合計										
一時預かり利用支援	1	32	33										
ベビーシッター事業者連携型	0	17	17										

4 一部業務の民間事業者への委託

区民が本事業を安心して円滑に利用できるよう、以下の業務を民間事業者への業務委託により実施する。なお、委託事業者は、プロポーザル方式により選定した。

また、委託にあたっては、本事業の課題と安全確保策、補助金申請の事務手続き等について、区の考え方や認識等のすり合わせを丁寧に実施する。

(1)専用のコールセンター

- ・本事業の概要や安全確保策の案内、利用にあたっての注意喚起
- ・シティング後の児童の様子やシティング内容で気になったこと等の相談対応
- ・利用料の補助申請に関する問い合わせ対応

(2)区民への利用料の補助

- ・申請書類の審査
- ・補助金支払いデータの作成
- ・利用者への通知送付 等

(3)委託事業者

アデコ株式会社 代表取締役社長 平野 健二

本社:東京都千代田区霞が関3-7-1 霞が関東急ビル

※令和8年4月よりコールセンターの設置及び補助金申請等の受付開始(予定)

5 所要経費(概算)

[令和7年度] ※既存予算で対応

項目	歳出	歳入
業務委託費用 (受託業務開始準備・調整事務)	8,116千円	0千円
システム改修	7,121千円	7,121千円
合計	15,237千円	7,121千円
一般財源負担額	8,116千円	

[令和8年度]

項目	歳出	歳入
利用料の補助		
Ⅰ 一時預かり利用支援	392,935千円	392,935千円
Ⅱ ベビーシッター事業者連携型	4,916千円	4,916千円
公費負担における区の負担 ※	9,965千円	0千円
見守りを目的とした機器(ウェブカメラ等) の購入費用の補助	20,600千円	0千円
業務委託費用 (コールセンター・補助金審査業務等)	94,676千円	0千円
システム改修	36,019千円	0千円
合計	559,111千円	397,851千円
一般財源負担額	161,260千円	

※令和9年度当初予算で対応